公益財団法人ひろしま産業振興機構定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は，公益財団法人ひろしま産業振興機構という。

（事務所等）

第２条　この法人は，主たる事務所を広島市中区に置く。

２　この法人は，理事会の決議により必要な地に従たる事務所及び研究所を置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は，産学官協同体制により，中小企業等の新たな事業活動への取組み，経営基盤の強化及び国際化への対応等を総合的に支援することにより，新たな産業の創出や県内産業の高付加価値化等を図り，もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

(1) 創業・経営革新等の支援
(2) 技術研究開発の支援及び技術交流の促進
(3) 大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進
(4) 高度産業人材等の育成
(5) 取引先開拓の支援
(6) 経営・技術等に係る産業情報の収集・提供
(7) 資金等の支援
(8) 国際ビジネスの支援
(9) 公の産業振興施設の指定管理
(10) 保険代理店事業
(11) その他公益目的を達成するために必要な事業

（業務方法書）

第５条　前条に掲げる事業の適正な執行を図るために必要な基本的事項は，別に業務方法書に定めるものとする。

２　業務方法書の制定及び変更は，理事会の決議を得なければならない。

第 ３ 章　　財産及び会計

（財産の種別）

第６条　この法人の財産は，基本財産，技術振興基金，グループ補助金無利子貸付管理事業基金及び運用財産とする。

２　基本財産は，この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり，次に掲げるものをもって構成する。

(1) 公益法人移行時の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

３　技術振興基金は，次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基金とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会で基金に繰り入れることを決議した財産

４　グループ補助金無利子貸付管理事業基金は，広島県から基金として貸し付けられた財産をもって構成する。

５　運用財産は，基本財産及び第１項に規定する基金以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第７条　基本財産についてこの法人は，適正な維持管理に努めなければならない。

２　業務遂行上，やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には，理事会の決議を経て，直近の評議員会へ報告しなければならない。

（財産の管理）

第８条　この法人の財産は，理事長が管理し，その方法は，理事会の決議により別に定める。

２　特定費用準備資金は，資金の目的である支出に充てる場合を除くほか，取り崩すことができない。やむを得ない理由により，特定費用準備資金を目的外で取り崩す場合は，理事会の決議を得なければならない。

（事業年度及び会計）

第９条　この法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第１０条　理事長は，毎事業年度開始日の前日までにこの法人の事業計画書，収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し，理事会の決議を経て，直近の評議員会へ報告しなければならない。

２　理事長は，前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは，理事会の決議を得なければならない。

３　理事長は，毎事業年度開始日の前日までに第１項の書類を広島県知事に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第１１条　理事長は，毎事業年度終了後，次の書類を作成し，監事の監査を受け，かつ，第２号から第４号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で，理事会の決議を経て，定時評議員会へ報告しなければならない。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

(2) 計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書をいう。）及びその附属明細書

(3) 財産目録

(4) キャッシュフロー計算書

２　前項第２号から第４号までの書類については，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）施行規則第４８条に定める要件に該当しない場合には，前項中，定時評議員会への報告に代えて，定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　理事長は，毎事業年度の終了後３ヶ月以内に第１項の書類に，次の書類を添えて，広島県知事に提出しなければならない。

(1) 監査報告書及び会計監査報告書

(2) 理事，監事及び評議員の名簿

(3) 常勤の理事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(5) 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

４　この法人は，第１項の定時評議員会の終結後直ちに，法令の定めるところにより，貸借対照表を公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第１２条　理事長は，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）施行規則第４８条の規定に基づき，毎事業年度，当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し，前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第１３条　この法人が長期の資金借入れ（その事業年度の収入をもって償還することができないもの）をしようとするときは，理事会の決議を経て，直近の評議員会へ報告しなければならない。

２　この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも，前項と同じ決議を経なければならない。

第４章　評　議　員

（評議員）

第１４条　この法人に，評議員１０人以上１５人以内を置く。

２　評議員のうち１人を評議員会会長とする。

（選任及び解任）

第１５条　評議員の選任及び解任は，評議員会の決議により行う。

２　評議員を選任する場合には，次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について，次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって，当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニに掲げる者の３親等内の親族であって，これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては，その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次の団体において職員である者（国会議員及び地方議会議員を除く）

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人

④　国立大学法人又は大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人

⑥　特殊法人又は認可法人

３　前条第２項の会長は，評議員会の決議により評議員の中から選任する。

４　評議員は，この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（任　期）

第１６条　評議員の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし，再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は，退任した評議員の残任期間とする。

３　評議員は，第１４条第１項に定める定数に足りなくなるときは，辞任又は任期満了後においても，新たに選任された者が就任するまでは，なおその職務を行わなければならない。

（報酬等）

第１７条　評議員は無報酬とする。

２　評議員には，その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 ５ 章　　評議員会

（構　成）

第１８条　評議員会は，すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第１９条　評議員会は，次の事項について決議する。

(1) 評議員の選任及び解任

(2) 理事，監事及び会計監査人の選任及び解任

(3) 常勤の理事の報酬の額

(4) 定款の変更
(5) 合併，事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第２０条　評議員会は,定時評議員会として毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催するほか,臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

（招　集）

第２１条　評議員会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は，理事長に対し，評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して，評議員会の招集を請求することができる。

３　理事長は，評議員会の開催日の１週間前までに評議員に対して，会議の日時，場所及び目的である事項を記載した文書をもって招集の通知を発しなければならない。

（議　長）

第２２条　評議員会の議長は，評議員会会長がこれに当たる。

２　評議員会会長が欠けたとき又は評議員会会長に事故があるときは，出席した評議員の互選により，評議員会の議長を定める。

（決　議）

第２３条　評議員会の決議は，議決に加わることができる評議員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず，次の決議は，議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) 合併，事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
(4) その他法令で定められた事項

（決議の省略）

第２４条　理事が，評議員会の目的である事項について提案した場合において，その提案について，議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは,その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２５条　理事が評議員の全員に対し，評議員会に報告すべき事項を通知した場合において，その事項を評議員会に報告することを要しないことについて，評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２６条　評議員会の議事については，法令で定めるところにより，理事長が議事録を作成し，議長及び理事長はこれに記名押印するものとする。

第 ６ 章　　役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）

第２７条　この法人に，次の役員を置く。

(1) 理事　１５人以上２５人以内

(2) 監事　３人以内

２　理事のうち１人を理事長，２人以上４人以内を副理事長（うち１人は常勤とする。），２人以上７人以内を常務理事とする。

３　前項の理事長及び常勤の副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし，常務理事をもって同法第 197 条で準用する第９１条第１項第２号に規定する業務執行理事とする。

４　この法人に会計監査人を置く。

（役員等の選任）

第２８条　役員及び会計監査人は，評議員会の決議により選任する。

２　理事長，副理事長及び常務理事は，理事会の決議により理事の中から選定する。

３　監事及び会計監査人は，この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　理事について，当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は，理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても，同様とする。

５　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は，理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても，同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２９条　理事長は，この法人を代表し，この法人の業務を執行する。

２　副理事長は，理事長を補佐する。また，常勤の副理事長は，理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，理事長の職務を代行する。

３　常務理事は，理事長の命を受けて担当業務を執行する。

４　理事は，理事会を構成し，法令で定めるところにより，この法人の業務の執行の決定に参画する。

５　理事長，常勤の副理事長及び常務理事は，毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第３０条　監事は，次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること，並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 理事が不正の行為をし，若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき，又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは，これを評議員会及び理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは，理事会の招集を理事長に請求すること。ただし，その請求があった日から５日以内に，その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は，直接理事会を招集する。

(5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第３１条　会計監査人は，次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の計算書類及びその附属明細書，財産目録，キャッシュフロー計算書を監査し，法令で定めるところにより，会計監査報告を作成すること。

(2) 理事の職務執行に関し，不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは，ただちに監事に報告すること。

(3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。

（任　期）

第３２条　理事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない。

２　監事の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は，前任者の残任期間とする。
４　増員として選任された理事又は監事の任期は，評議員会の決議を得て，短縮することができる。
５　理事又は監事は，第２７条第１項に定める定数に足りなくなるときは，辞任又は任期満了後においても，新たに選任された者が就任するまでは，なおその職務を行わなければならない。
６　会計監査人の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし，当該定時評議員会において別段の決議がされなかったときは，再任されたものとみなす。

（解　任）

第３３条　役員が，次の一に該当するときは，評議員会の決議により解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため，職務の執行に堪えないと認められるとき。
２　会計監査人が，次の一に該当するときは，評議員会の決議により解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。
(2) 会計監査人としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
(3) 心身の故障のため，職務の執行に堪えないと認められるとき。
３　監事は，会計監査人が，前項の各号に該当するときは，監事全員の同意により，会計監査人を解任することができる。この場合，監事は，解任した旨及び解任の理由を，解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（報酬等）

第３４条　役員は無報酬とする。ただし，常勤の理事には，評議員会の決議により定める総額の範囲内において，理事会の決議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を，報酬として支給することができる。
２　会計監査人に対する報酬等は，監事の過半数の同意を得て，理事会の決議により定める。
３　役員及び会計監査人には，その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（損害賠償責任の免除又は限定）

第３５条　この法人は，一般社団・財団法人法第 198 条で準用する第 114 条第１項の規定により，任務を怠ったことによる役員等（役員等であった者を含む。）の損害賠償責任を，

法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

２　この法人は,一般社団･財団法人法第 198 条で準用する第 115 条第１項の規定により，外部役員等との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を理事会の決議により締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，一般社団･財団法人法第 198 条で準用する第 113 条第１項で定める最低責任限度額とする。

第７章　理　事　会

（構　成）

第３６条　理事会は，すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第３７条　理事会は，次の職務を行い，法令又はこの定款で別に定められた事項について決議する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長，副理事長及び常務理事の選定及び解職

（開　催）

第３８条　理事会は，定時理事会として毎事業年度終了後３ヶ月以内及び毎事業年度開始前にそれぞれ開催するほか，臨時理事会として理事長が必要と認めたとき又は法令で定められた場合に開催する。

（招　集）

第３９条　理事会は,第３０条第４号ただし書きの規定により監事が招集する場合を除き，理事長が招集する。

２　前項の規定にかかわらず，理事長以外の理事は，理事長に対し，理事会の目的である事項を示して，理事会の招集を請求することができる。

３　理事会を招集するには,理事会の開催日の１週間前までに各理事及び各監事に対して，会議の日時，場所及び目的である事項を記載した文書をもって招集の通知を発しなければならない。

（議　長）

第４０条　理事会の議長は，理事長がこれに当たる。

（決　議）

第４１条　理事会の決議は，議決に加わることができる理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第４２条　理事が，理事会の決議の目的である事項について提案した場合において，その提案について，議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし，監事が異議を述べたときは，この限りではない。

（報告の省略）

第４３条　理事，監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは，当該事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は，第２９条第５項に規定する報告には適用しない。

（議事録）

第４４条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成しなければならない。

２　議事録には，出席した代表理事及び出席した監事が，記名押印しなければならない。

第 ８ 章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４５条　この定款は，評議員会の決議によって変更することができる。ただし，第４８条に規定する公益目的取得財産残額の贈与の規定については，これを変更することができない。

２　一般社団・財団法人法第２００条第１項の規定にかかわらず，前項本文の規定は，第３条に規定する目的，第４条に規定する事業並びに第１５条に規定する評議員の選任及び解任の方法の変更についても適用する。

３　公益認定法第１１条第１項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは，その事項の変更につき，広島県知事の認定を受けなければならない。

４　前項以外の変更を行った場合は，遅滞なく，その旨を広島県知事に届け出なければならない。

（合併等）

第４６条　この法人は，評議員会の決議により，他の一般社団・財団法人法上の法人との合併，事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

２　前項の行為をしようとするときは，あらかじめその旨を広島県知事に届け出なければならない。

（解　散）

第４７条　この法人は，基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第４８条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合，又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には，評議員会の決議を経て，公益目的取得財産残額に相当する額の財産を，当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１か月以内に，公益認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第４９条　この法人が清算をするときに有する残余財産は，評議員会の決議を経て，公益認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 ９ 章　　情報の開示

（情報公開）

第５０条　この法人は，公正で開かれた活動を推進するため，その活動状況，運営内容，財務資料等を積極的に公開するものとし，情報公開に関する必要な事項は，理事長が別に定める。

（個人情報の保護）

第５１条　この法人は，業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとし，個人情報の保護に関する必要な事項は，理事長が別に定める。

（公　告）

第５２条　この法人の公告は，官報に掲載する方法により行う。

２　前項の規定にかかわらず,第１１条第４項に規定するこの法人の貸借対照表の公告は,定時評議員会毎にその終結の日後５年を経過する日までの間，継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法により行う。

（備付け帳簿及び書類）

第５３条　この法人は，次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

(1) 定款
(2) 理事，監事及び評議員の名簿
(3) 常勤の理事の報酬等の支給基準
(4) 事業計画書，収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
(5) 各事業年度に係る事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書
(6) 財産目録
(7) キャッシュフロー計算書
(8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(9) 監査報告書及び会計監査報告書
(10) 会計帳簿
(11) 評議員会の議事録
(12) 第２４条に規定する評議員会の決議の省略をした場合の同意書又は電磁的記録
(13) 理事会の議事録
(14) 第４２条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書又は電磁的記録

２　前号第１号から第９号まで，及び第１１号に掲げる書類については，その写しを従たる事務所等にも備え置くものとする。

３　第１項各号の帳簿及び書類等の閲覧に関し必要な事項は，法令の定めによるほか，第５０条で別に定めるところによる。

第１０章　　委　員　会

（委員会）

第５４条　この法人は，理事会の決議により委員会を置くことができる。

２　委員会の委員は，理事会の決議を経て，理事長が委嘱する。

３　委員は，無報酬とする。ただし，その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

４　委員会に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める委員会運営規程によるも

のとする。

第１１章　　顧　　問

（顧　問）

第５５条　この法人に，顧問を若干名置くことができる。

２　顧問は，理事会の決議を経て，理事長が委嘱する。

３　顧問は，この法人の運営について諮問に応ずる。

４　顧問の任期は，委嘱後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会の終結の時までとし，再任を妨げない。

第１２章　　賛助会員

（賛助会員）

第５６条　この法人に，賛助会員を置くことができる。

２　賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める賛助会員規程によるものとする。

第１３章　　事　務　局

（設置等）

第５７条　この法人の事務を処理するため，事務局を設け，事務局長及び必要な職員を置く。

２　前項の職員は，理事長が任免する。ただし，事務局長及び重要な職員の任免は，理事会の決議を得なければならない。

３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める組織規程によるものとする。

第１４章　　補　　則

（委　任）

第５８条　この定款に定めるもののほか，この定款の施行に関して必要な事項は，理事会の決議を経て，理事長が別に定める。

附　則

1　この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下,「整備法」という。）第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　整備法第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と，公益法人の設立の登記を行ったときは，第９条の規定にかかわらず，解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の代表理事は大田哲哉，会計監査人は友田民義とする。

4　この法人の最初の評議員は，次に掲げる者とする。

赤岡　功　　大畠昌巳　　岡田　章　　加藤博樹　　櫻井　親　　平　浩介
林　克士　　林　　誠　　廣津忠雄　　深山英樹　　藤本　誠　　松浦幸男
宮地　尚

附　則

この定款は, 平成２４年３月２６日から施行する。ただし，第６条第１項，第３項及び第４項の改正規定は，同年４月１日から施行する。

附　則

この定款は, 平成２６年３月２７日から施行する。

附　則

この定款は, 平成２９年７月１日から施行する。

附　則

この定款は, 平成３０年７月１日から施行する。

附　則

この定款は, 平成３０年１１月１６日から施行する。

附　則

この定款は, 令和２年３月３１日から施行する。